

目的

海外の酒類専門家を招聘し、日本産酒類の強みや弱み、評価軸など、外国人が価値を見出すポイントを招聘地域内の酒類製造者へ指導してもらうとともに、指導内容を広く日本産酒類の製造者へ提供することにより、日本産酒類の更なる輸出拡大を図る。

日本酒

- 日時 : 令和6年1月22日～1月26日
- 招聘者 : WSETの日本酒コースにおけるテキスト編集や講義に携わる者
(英国、米国、中国から計3名が参加)
- 訪問地 : 兵庫県(灘五郷)、福岡県
- 事業内容 :
 - ・ G I 指定地域を含む日本酒製造場等9者を訪問し、もろみ造り等の製造工程の特徴やその酒蔵が立地する気候風土を調査した他、酒造りに必要な水や原料に関わる当該地域の有識者からヒアリングを実施。
 - ・ 上記調査・ヒアリング内容を基に、日本酒を海外(特に英国・米国・中国)に展開するための知見を共有するセミナーを実施。



(日本酒製造場視察の様子)



(セミナーの様子)

焼酎・泡盛

- 日時 : 令和6年2月5日～2月9日
- 招聘者 : WSETの蒸留酒コースにおけるテキスト編集や講義に携わる者
(英国、米国、フランスから計3名が参加)
- 訪問地 : 沖縄県、鹿児島県
- 事業内容 :
 - ・ 沖縄県の泡盛製造場等4者、鹿児島県の焼酎製造場4者を訪問し、蒸留施設や貯蔵施設、製造工程等を調査した他、当該地域の有識者から、焼酎・泡盛の原料、香り成分等に関するヒアリングを実施。
 - ・ 上記調査・ヒアリング内容を基に、焼酎・泡盛を海外(特に英国・米国・フランス)に展開するための知見を共有するセミナーを実施。



(焼酎製造場視察の様子)



(セミナーの様子)

※ WSET (Wine & Spirit Education Trust) : 英国・ロンドンに本部を置く世界最大のワイン・スピリッツ等に関する教育機関

42 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

制度概要

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等の免税購入対象者に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。
- 令和6年4月1日における許可件数は139件。
- ※ 免税販売手続については、令和2年4月1日から電子化されたことに伴い、免税で販売したことを証する書類の作成等の手続が廃止された。

